

諮問庁：外国人技能実習機構

諮問日：令和7年1月21日（令和7年（独情）諮問第15号及び同第16号）

答申日：令和8年9月9日（令和8年度（独情）答申第14号及び同第15号）

事件名：特定協同組合が作成した監理事業計画書等の一部開示決定に関する件  
特定協同組合の役員の住民票等の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書1」という。）につき、その一部を不開示とし、別紙の2に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年10月3日付け外技発第380号及び同第381号により外国人技能実習機構（以下「機構」、  
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定及び不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（いずれも原処分1及び原処分2に共通。）。なお、審査請求人及び関係者の特定又は推測が可能となるおそれのある記載及び資料は省略する。

##### （1）審査請求書

特定監理団体について、理事長が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律25条において、監理団体は本邦の営利を目的としない法人と規定されているにも関わらず営利業を営んでおり、また、当該監理団体では監理団体許可を取るために必要な管理責任者や指定外部役員等が選任されていない等、その運営に不適切な点があり、それを明らかにするために不開示部分の開示が必要である。

機構に保存されている書面等は一切黒塗り等せず、機構によりさらなる文書の開示を求める。

##### （2）意見書

(略)

原則、監理団体を運営する場合営利を目的としてはならないと定められており、特定監理団体の理事長は、同じ住所内で「2つの営利企業」の代表を兼ね、会社内及び監理団体におけるコンプライアンス及びガバナンスは一切ありません。

よって、機構に保有する書面等の全面開示を求め意見します。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分1（諮問第15号）

##### （1）審査請求の経緯

ア 審査請求人が開示請求を行った日付、請求先及び請求内容

令和6年8月17日に審査請求人から、法3条の規定に基づく開示請求がなされた（令和6年8月17日付け（同月19日受付け）。以下「本件開示請求」という。）。

イ 本件開示請求の補正経緯及び補正内容

本件開示請求には法人文書開示請求書の別添として監理団体許可関係申請に係る提出書類一覧・確認表が添付され、審査請求人が開示を希望する文書にチェックが付いていた。本件開示請求に係る監理団体が機構に提出した文書について調査したところ、監理団体の許可申請だけでなく別の申請についても審査請求人が請求する文書が添付されているものがあり、審査請求人が開示を請求する文書は監理団体許可関係申請に添付された文書に限られるのかどうか、電話で確認したところ、許可申請に限定されず、最近に機構に提出された文書の開示を希望するとの回答があった。

また、審査請求人が求める文書を開示するには5件の法人文書ファイルを利用する必要が生じ、補正にて開示請求に係る手数料を1,500円納付するよう要請し、審査請求人から当該手数料が納付された。

以上により、請求内容は次のとおりとなった。

特定監理団体が作成した監査報告書（外部監査人等が記載された書面）、監理事業計画書、申請者の概要書、定款又は寄付行為等、個人情報 の適正管理に関する規程、監理団体の組織体系図、監理団体の業務の運営に係る規程、申請者の誓約書、役員の住民票、役員の履歴書、監理責任者の住民票及び健康保険等の被保険者証、監理責任者の履歴書、監理責任者の就任承諾書及び誓約書、外部監査人の概要書、外部監査人講習の受講証明書、外部監査人の就任承諾書及び誓約書、指定外部役員の就任承諾書及び誓約書、外国の送出機関の概要書、外国政府発行の外国政府認定送出機関の認定証、監理団体と外国の送出機関との団体監理型技能実習の申込みの取次ぎに関

する契約書、外国の送出機関の登記や登録がされていることを証する書類、外国の送出機関の誓約書、外国の送出機関の推薦状、技能実習計画作成指導者の履歴書、特定の職種を実習監理しようとする場合に必要な書類、委任状で最近に作成されたもの

ウ 原処分1が行われた日付、文書番号及び処分内容

10月3日付け外技発第380号により、上記の請求文書のうちの一部を全部開示及び一部開示で回答した。

上記の請求文書のうち第380号で回答した文書について

全部開示 「申請者の誓約書」

一部開示 本件対象文書1のとおりとした。

残りの文書については同日付け外技発第381号において不開示で回答した。

エ 審査請求日

令和6年10月21日付け（同月23日受付け）により、審査請求人から一部開示を決定した文書における全ての不開示部分を開示するよう請求（以下、第3の1において「本件審査請求」という。）があった。

（2）不開示情報該当性について

原処分1において、本件対象文書1につき不開示とした部分及び不開示とした理由は、表1から表5のとおりである。

表1

| 文書番号                 | 不開示部分   |                                                     | 不開示理由                                                                                                                     |
|----------------------|---------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本件対象<br>文書1の<br>文書1  | 右を除く全て  | 監理団体の名称、取扱職種の範囲、実習監理する団体監理型技能実習生の国籍（国又は地域）の見込み、様式部分 | 監理団体の運営及び組織体制に関する情報で、法人の経営状況や組織体制が明らかになることで、他法人との関係において不利な立場に置かれるなど競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当し、かつ同号ただし書にも該当しないため |
| 本件対象<br>文書1の<br>文書2  | 右を除く全て  | 申請者の名称、設立の年月日、作成年月日、申請者の名称、作成責任者役職・氏名               |                                                                                                                           |
| 本件対象<br>文書1の<br>文書4、 | 表題を除く全て |                                                     |                                                                                                                           |

|                     |                 |  |  |
|---------------------|-----------------|--|--|
| 5、6                 |                 |  |  |
| 本件対象<br>文書1の<br>文書9 | 事業所の名称<br>及び所在地 |  |  |

表2

| 文書番号                | 不開示部分  |                     | 不開示理由                                                                                                                                           |
|---------------------|--------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本件対象<br>文書1の<br>文書3 | 右を除く全て | 登記事項と<br>同内容の部<br>分 | 監理団体の運営及び組織体制<br>等に関する非公表の情報で、<br>組織運営の根本方針や重要事<br>項に関する意思決定手続等が<br>明らかになることにより、法<br>人の正当な利益を害するおそ<br>れがあり、法5条2号イに該<br>当し、かつ同号ただし書にも<br>該当しないため |

表3

| 文書番号                 | 不開示部分                  |                                              | 不開示理由                                                                                                                                   |
|----------------------|------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本件対象<br>文書1の<br>文書7  | 右を除く全て                 | 作成年月日、申請者<br>の名称、様式部分                        | 特定の個人を識別で<br>きる情報（他の情報<br>と照合することによ<br>り、特定の個人を識<br>別することができる<br>こととなるものを含<br>む。）であり、法5<br>条1号柱書きに該<br>当し、かつ同号た<br>だし書列挙部分に<br>も該当しないため |
| 本件対象<br>文書1の<br>文書8  | 右を除く全て                 | 役職名、作成年月<br>日、申請者の名称、<br>様式部分、表4の9<br>に掲げる部分 |                                                                                                                                         |
| 本件対象<br>文書1の<br>文書9  | 監理責任者の<br>氏名           |                                              |                                                                                                                                         |
| 本件対象<br>文書1の<br>文書11 | 氏名、年月<br>日、都道府<br>県、番号 |                                              |                                                                                                                                         |
| 本件対象<br>文書1の<br>文書12 | 氏名                     |                                              |                                                                                                                                         |
| 本件対象<br>文書1の<br>文書15 | 右を除く全て                 | 作成年月日、申請者<br>の名称、作成責任者<br>役職・氏名、様式部<br>分     |                                                                                                                                         |

|                      |                 |  |  |
|----------------------|-----------------|--|--|
| 本件対象<br>文書1の<br>文書16 | 証書番号、氏<br>名、年月日 |  |  |
|----------------------|-----------------|--|--|

表4

| 文書番号                 | 不開示部分 |  | 不開示理由                                                                                                          |
|----------------------|-------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本件対象<br>文書1の<br>文書8  | 印影    |  | 記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有するもので、公にされることにより、これを偽造され悪用されるなどして法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当し、かつ同号ただし書にも該当しないため |
| 本件対象<br>文書1の<br>文書14 | 署名、印影 |  |                                                                                                                |

表5

| 文書番号                 | 不開示部分                        |                                    | 不開示理由                                                                                                        |
|----------------------|------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本件対象<br>文書1の<br>文書10 | 右を除く全て                       | 作成年月日、外部監査人の氏名又は名称、作成責任者役職・氏名、様式部分 | 監理団体の個別の契約の相手方又は契約内容に関する情報で、契約関係や契約内容が公にされることにより、契約当事者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当し、かつ同号ただし書にも該当しないため |
| 本件対象<br>文書1の<br>文書11 | 養成講習機関の名称、代表者の役職・氏名、印影、様式の一部 |                                    |                                                                                                              |
| 本件対象<br>文書1の<br>文書13 | 右を除く全て                       | 作成年月日、様式部分                         |                                                                                                              |
| 本件対象<br>文書1の<br>文書14 | 外国の送出機関の名称及び作成責任者の役職・氏名      |                                    |                                                                                                              |

(3) 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、本件対象文書1の全ての不開示部分（以下「本件不開示情報1」という。）について法5条1号ロ、同条4号、7条により開示すべき旨主張している。

しかし、本件不開示情報1が法5条1号ロ（もしくは同条2号ただし書）に該当しないことは既に原処分において示しているとおりであり、

本件審査請求の内容をもってしてもなお、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、これを公にすることが必要であると判断するに足る事情は認められない。

また、法5条4号の規定は、不開示情報に該当するものについて列挙しているものであるから、審査請求人の主張は失当である。

さらに、法7条に基づく裁量的開示について、本件開示請求において公益開示することが特に必要であると判断するに足る具体的な理由は示されていない。また、本件審査請求の内容は、審査請求人の主観に基づくものであって、公的機関による何らの調査や事実認定が行われたものではないのであるから、本件不開示情報1を開示することによる利益が、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

#### (4) 結論

以上のことから、原処分を維持することが妥当である。

ただし、本件対象文書1のうち文書6「監理団体の業務の運営に係る規程」について、原処分では法5条2号イに該当するとして部分開示としていたが、令和5年よりインターネットによる公表が義務付けられたところから、当該監理団体の情報についてインターネットで調べたが監理団体の業務の運営に係る規程は確認できなかったものの、法5条2号イに該当せず、原処分で不開示とした部分についても開示することとする。

### 2 原処分2（諮問第16号）

#### (1) 審査請求の経緯

ア 審査請求人が開示請求を行った日付、請求先及び請求内容

（上記1（1）アと同内容のため省略）

イ 本件開示請求の補正経緯及び補正内容

（上記1（1）イと同内容のため省略）

ウ 原処分2が行われた日付、文書番号及び処分内容

10月3日付け外技発第381号により、上記の請求文書のうちの一部を不開示で回答した。

上記の請求文書のうち第381号で回答した文書は、本件対象文書2及び下記の文書。

- ・ 監査報告書（外部監査人等が記載された書面）
- ・ 指定外部役員の就任承諾書及び誓約書
- ・ 外国の送出機関の推薦状
- ・ 委任状

残りの文書については同日付け外技発第380号において全部開示及び一部開示で回答した。

## エ 審査請求日

令和6年10月21日付け（同月23日受付け）により、審査請求人から文書不存在により不開示となった文書を除く全ての文書を開示するよう請求（以下、第3の2において「本件審査請求」という。）があった。

### （2）不開示情報該当性について

原処分2において、本件対象文書2につき不開示とした部分及び不開示とした理由は、表6のとおりである。

表6

| 文書番号                | 不開示理由                                                                                                        |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本件対象文書2の文書1、文書2     | 特定の個人を識別できる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、法5条1号柱書きに該当し、かつ同号ただし書列举部分にも該当しないため              |
| 本件対象文書2の文書3、文書4、文書5 | 監理団体の個別の契約の相手方又は契約内容に関する情報で、契約関係や契約内容が公にされることにより、契約当事者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当し、かつ同号ただし書にも該当しないため |

### （3）審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、本件対象文書2の全ての不開示部分（以下「本件不開示情報2」という。）について法5条1号ロ、同条4号、7条により開示すべき旨主張している。

しかし、本件不開示情報2が法5条1号ロ（もしくは同条2号ただし書）に該当しないことは既に原処分において示しているとおりであり、本件審査請求の内容をもってしてもなお、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、これを公にすることが必要であると判断するに足る事情は認められない。

また、法5条4号の規定は、不開示情報に該当するものについて列举しているのであるから、審査請求人の主張は失当である。

さらに、法7条に基づく裁量的開示について、本件開示請求において公益開示することが特に必要であると判断するに足る具体的な理由は示されていない。また、本件審査請求の内容は、審査請求人の主観に基づくものであって、公的機関による何らの調査や事実認定が行われたものではないのであるから、本件不開示情報2を開示することによる利益が、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

#### (4) 結論

以上のことから、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年1月21日 諮問の受理（令和7年（独情）諮問第15号及び同第16号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年2月6日 審議（同上）
- ④ 同月27日 審査請求人から意見書及び資料を収受（同上）
- ⑤ 令和8年2月26日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑥ 同年4月10日 委員の交代に伴う所要の手續の実施及び審議（同上）
- ⑦ 同年9月2日 令和7年（独情）諮問第15号及び同第16号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とし、本件対象文書2につき、その全部を同条1号及び2号イに該当するとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

審査請求人は本件対象文書1の不開示部分の開示及び本件対象文書2の開示を求めるところ、諮問庁は不開示部分のうち、別紙の3に掲げる部分を新たに開示すべきとし、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は不開示を維持するのが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

###### (1) 法5条1号に該当するとして不開示とされた部分について

ア 当該不開示維持部分の不開示理由について、諮問庁は理由説明書（上記第3の1（2）表3及び2（2）表6）において、おおむね以下のとおり説明する。

当該不開示維持部分は、特定の個人を識別できる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、法5条1号柱書きに該当し、かつ同号ただし書列举部分にも該当しないため。

また、当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、諮問庁

はおおむね以下のとおり説明する。

審査請求人は法5条1号ただし書口により開示すべき旨主張しているところ、当該規定は各判例により、個人のプライバシーに関わる場合であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、情報を公開することにより保護される利益と公開しないことにより保護される利益を比較衡量し、前者の利益が上回る場合に公開をすべきと解されている。そのため、情報の公開に当たっては個別の事案に応じた慎重な検討が必要だが、審査請求人から、比較衡量に必要な、情報を公開することにより保護される利益は具体的に示されておらず、また、審査請求の内容は、審査請求人の主観に基づくものであって、公的機関による何らの調査や事実認定が行われたものではないことから、同号ただし書口に該当するものではない。

また、監理団体から申請、届出があった書類に記載されている個人情報、公にすることを想定しておらず、登記事項証明から確認できるもの（監理団体の代表者の氏名及び代表者の住所）のみ開示しているが、その他の情報は公表しておらず、公表慣行もなく、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ハに該当する事情もない。

イ 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、当該不開示維持部分は、個人の氏名についてはそれ自体が、また、個人の氏名と当該個人に関する情報が一体として記載された部分については当該記載の全体が、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、審査請求人は、当該各部分は法5条1号ただし書口に該当し不開示部分を開示すべきである旨主張するが、同号ただし書口に該当しないとする上記アの諮問庁の説明に不自然・不合理な点があるとは認められず、これを覆すに足る事情も認められない。さらに、同号ただし書イ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

ウ 法6条2項による部分開示の可否を検討すると、当該不開示維持部分のうち氏名部分は特定の個人を識別できることとなる記述等の部分であることから、同項による部分開示の余地はなく、その余の部分については、これを公にすることにより、特定監理団体の関係者等一定の範囲の者には当該個人が誰であるかを推測する手掛かりとなることは否定し難く、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、当該不開示維持部分は法5条1号に該当すると認められ、不開示とすることは妥当である。

(2) 法5条2号イに該当するとして不開示とされた部分について

ア 当該不開示維持部分の不開示理由について、諮問庁は理由説明書（上記第3の1（2）表1、2、4、5及び2（2）表6）において、おおむね以下のとおり説明する。

（ア）監理団体の概要が記載された部分や監理事業計画の具体的な内容などについては、監理団体の運営及び組織体制に関する情報で、法人の経営状況や組織体制が明らかになることで、他法人との関係において不利な立場に置かれるなど競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当し、かつ同号ただし書にも該当しないため。

（イ）外部監査人や外国の送出機関に係る情報などについては、監理団体の個別の契約の相手方又は契約内容に関する情報で、契約関係や契約内容が公にされることにより、契約当事者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当し、かつ同号ただし書にも該当しないため。

（ウ）印影及び署名については、記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有するもので、公にされることにより、これを偽造され悪用されるなどして法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当し、かつ同号ただし書にも該当しないため。

イ また、当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、本件対象文書は、新たに監理団体になる際に提出する監理団体許可申請、既に許可を受けている監理団体が許可の有効期間を更新する際に提出する監理団体許可有効期間更新申請、許可を受けた事項について変更が生じた際に提出する変更届出の各手続において、監理団体が外国人技能実習機構に提出する書類であり、通常公にされることのない企業の内部管理情報が含まれているとのことである。

ウ 本件対象文書の性格、該当の不開示維持部分の記載等に鑑みれば、これを公にした場合に生じる「おそれ」に係る上記アの諮問庁の説明は、いずれも不合理であるとまではいえず、これを否定し難い。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条2号イに該当すると認められ、不開示とすることは妥当である。

### 3 本件一部開示決定及び不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書1につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とし、本件対象文書2につき、その全部を同条1号及び2号イに該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

（第5部会）

委員 市木政昭、委員 石川千晶、委員 大江裕幸

## 別紙

### 1 本件対象文書 1（原処分 1 関係）

- 文書 1 監理事業計画書
- 文書 2 申請者の概要書
- 文書 3 定款又は寄付行為等
- 文書 4 個人情報 の適正管理に関する規程
- 文書 5 監理団体の組織体系図
- 文書 6 監理団体の業務の運営に係る規程
- 文書 7 役員の履歴書
- 文書 8 監理責任者の履歴書
- 文書 9 監理責任者の就任承諾書及び誓約書
- 文書 10 外部監査人の概要書
- 文書 11 外部監査人講習の受講証明書
- 文書 12 外部監査人の就任承諾書及び誓約書
- 文書 13 外国の送出機関の概要書
- 文書 14 外国の送出機関の誓約書
- 文書 15 技能実習計画作成指導者の履歴書
- 文書 16 特定の職種を実習監理しようとする場合に必要な書類

### 2 本件対象文書 2（原処分 2 関係）

- 文書 1 役員の住民票
- 文書 2 監理責任者の住民票及び健康保険等の被保険者証
- 文書 3 外国政府発行の外国政府認定送出機関の認定証
- 文書 4 監理団体と外国の送出機関との団体監理型技能実習の申込みの取次ぎに関する契約書
- 文書 5 外国の送出機関の登記や登録がされていることを証する書類

### 3 諮問庁が新たに開示すべきとしている部分

- 本件対象文書 1 の文書 1 「3 監理事業を行う事業所の名称」欄
- 本件対象文書 1 の文書 4 監理事業を行う事業所の名称
- 本件対象文書 1 の文書 6 監理団体の業務の運営に係る規程のうち印影部分を除いた部分
- 本件対象文書 1 の文書 9 「事業所の名称及び所在地」欄
- 本件対象文書 1 の文書 10 末尾の「外部監査人の氏名又は名称」欄
- 本件対象文書 1 の文書 11 受講場所、様式（枠）部分、証明書の発行機関名並びに証明書の発行機関の代表者の役職及び氏名